

鹿児島労働基準監督署発表
令和7年11月28日(金)

令和7年11月28日

【照会先】

鹿児島労働基準監督署

○ 副 署 長 壺屋 明
第一方面主任監督官 井手口 真人
(電 話) 099-803-9641

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 墜落防止措置を講じていなかった疑い～

鹿児島労働基準監督署(署長 池濱 輝生)は、本日、株式会社前園建設及び同社の現場責任者を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年6月27日、鹿児島県南さつま市加世田益山の工事現場において、地面から高さ約5メートルの場所で下請負人の労働者が通行する際、墜落防止措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

株式会社前園建設
所在地：南さつま市加世田宮原
事業内容：土木工事業
現場責任者 A

2 違反条文

被疑者株式会社前園建設及び被疑者現場責任者Aともに、労働安全衛生法違反
同法第31条第1項(注文者の講ずべき措置)
労働安全衛生規則第654条(架設通路についての措置)
同法第119条第1号(罰則)
同法第122条(両罰規定)

3 災害の概要

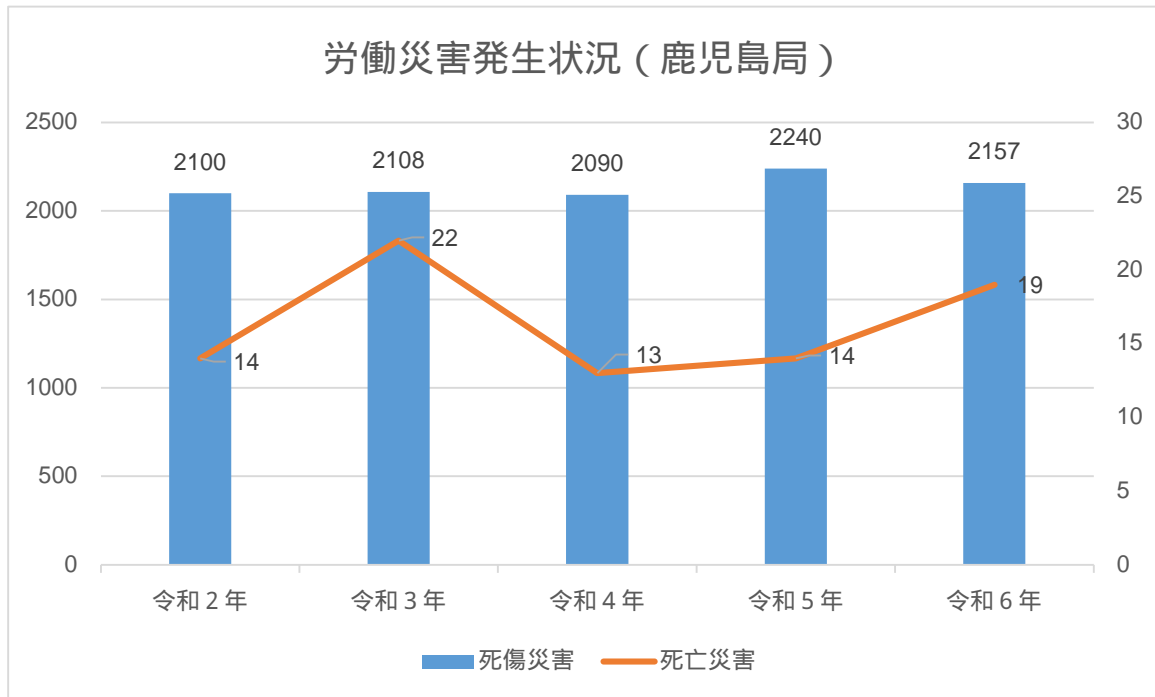
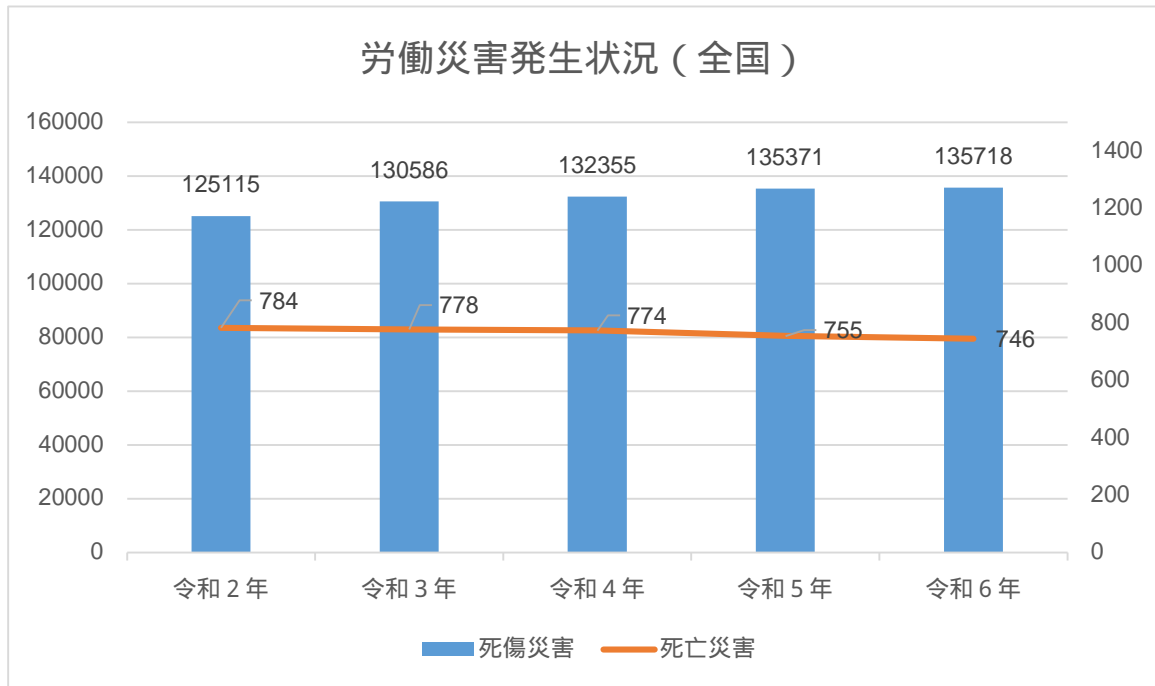
令和6年6月27日、南さつま市加世田益山の工事現場において、一次下請負人の労働者Bが、当該現場に設置された架設通路上を移動していたところ、当該架設通路から約5メートル下の地面に墜落し、両下肢等に重篤な後遺障害が残る災害が発生したものです。

なお、架設通路とは一方からもう一方へ架け渡した通路のことです。

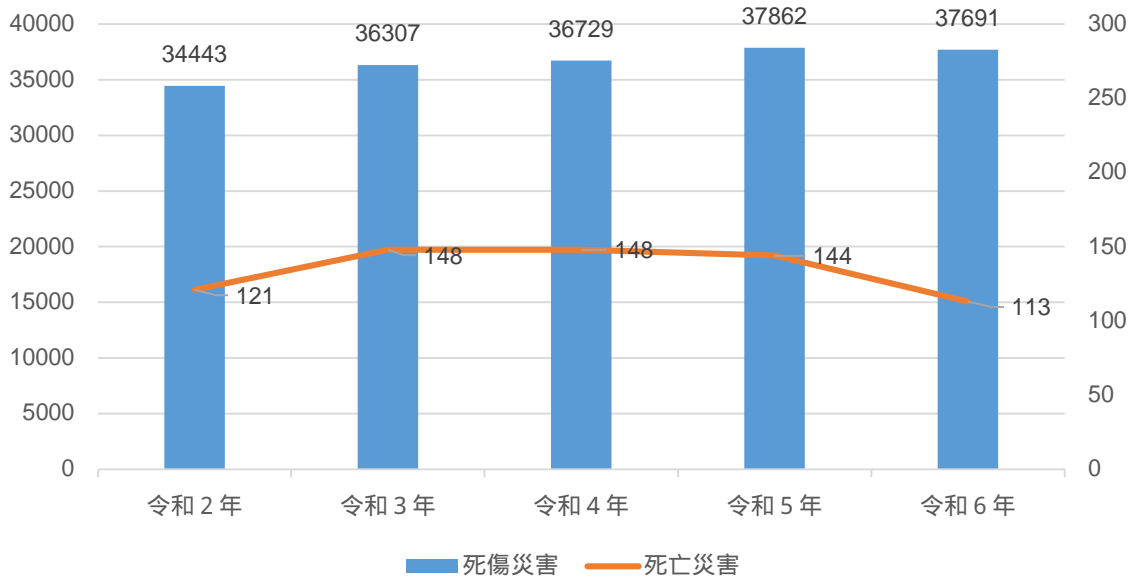
4 被疑内容

労働安全衛生法では、元請負人が下請負人の労働者に架設通路を使用させる場合、墜落による危険を防止するため、手すり及び中さん等を設けることが規定されていますが、災害発生時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

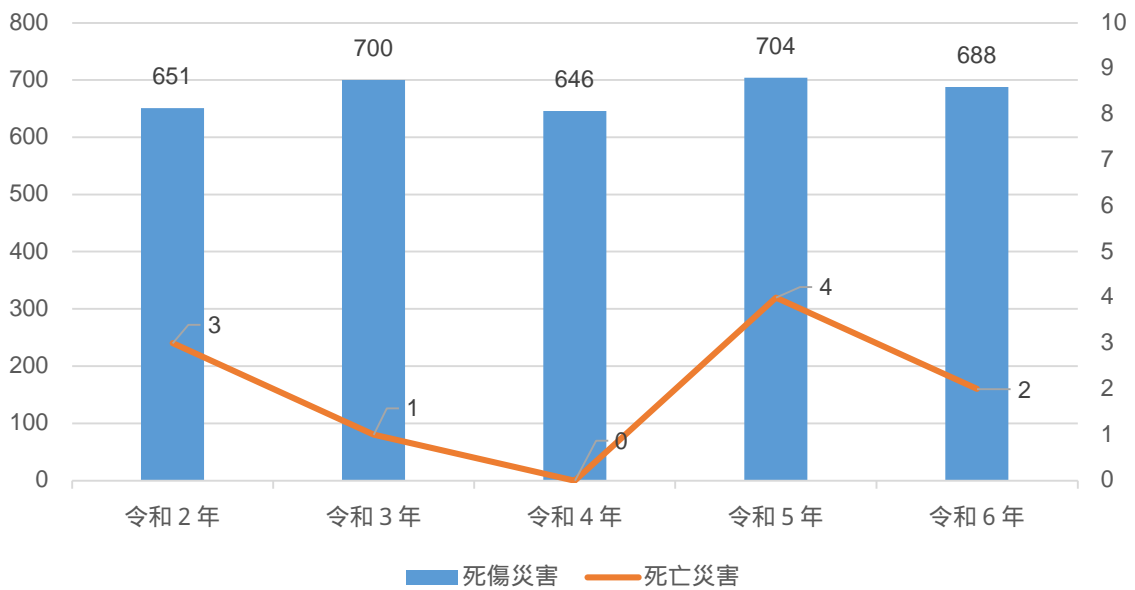
5 参考事項



仮設物、建築物、構築物等に起因する災害発生状況（全国）



仮設物、建築物、構築物等に起因する災害発生状況（鹿児島局）



【参考条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

第三十一条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建築物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（中略）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（第2項 略）

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 （前略）第三十一条第一項、（中略）の規定に違反した者

（第2号～第4号 略）

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百十九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

（第1号～第3号 略）

四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（中略）を設けること。

イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備。

ロ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下の棧又はこれと同等以上の機能を有する設備。

（第5号～第6号 略）

（第2項～第4項 略）

第六百五十四条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に架設通路を使用させるときは、当該架設通路を、第五百五十二条に規定する架設通路の基準に適合するものとしなければならない。